

その他事業紹介等

令和2年度 品川区商店街助成事業

1. 装飾灯維持管理費補助事業

商店街が保有する装飾灯の電気代等の維持管理に要する経費の一部を補助します。
※緊急経済対策として平成21年度から倍増していましたが、電気料金値上げの対策として、令和元年度に引き続き令和2年度も補助基準額を対平成25年度比2割増額します。

補助の基準額（令和2年度）

装飾灯 13,440円 / 本 アーチ 26,880円 / 基 アーケード内電灯 3,000円 / 本

2. 商店街にぎわい創出事業

申請回数の上限

【原則】 **年度内2回以内**

《例1》 イベント事業1回 + にぎわい事業1回

《例2》 イベント事業2回

【特例】 他の商店街と共同で開催する「**共催イベント事業**」に限り、**更に1回**申請できます。

※商店街が経費を負担しない、名義のみの共催はできません。

(1) イベント事業

商店街が自ら企画し実施するイベント事業を支援します。
自らの街区内において連続する期間に実施する必要があります。
(セールのみ等の事業については、助成対象になりません)

<助成額> 上限300万円 (助成率3分の2以内)

(2) にぎわい事業

商店街が年間を通して継続的に実施する販売促進事業等を支援します。

<助成額> 上限300万円 (助成率2分の1以内)

上記(2)の実施回数下限

事業の実施回数は原則「**年度内6回以上**」となるようお願いをしております。
しかし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により基準回数を満たすのが難しい場合もあるかと思っておりますので、そのような場合はご相談ください。

3. 商店街活性化推進事業

装飾灯等の施設整備、IT機能強化、顧客利便機能強化、コミュニティ機能強化、組織力強化のための事業等を支援します。

事業の具体例については、別紙「商店街助成事業希望調査票」の例示1.(1)～(7)をご覧ください。

<助成額> 上限1億円(助成率3分の2以内)

※任意商店街については上限2,000万円(助成率3分の2以内)

※平成27年度より多言語対応に係る事業が追加されました。

<助成額> 上限833.3万円(助成率6分の5以内)

4. 商店街街路灯等緊急改修事業

倒壊の危険性がある等、緊急を要する装飾灯・アーチ等の小規模改修事業に対し助成します。申請は随時受け付けします。

<助成額> 上限100万円(助成率2分の1以内)

5. イベント・活性化特別支援事業

(1) 特別支援事業

自己資金を十分に確保することが難しく、補助事業を活用したくても実施に踏み切れない商店街が、防災や環境などの当該商店街に相応しいテーマを掲げて実施するイベント事業と活性化事業を特別に支援します。

<助成額> 上限88.8万円(助成率9分の8以内)

申請要件

- ①総事業費100万円以下
- ②前年度に都の助成金を受けていないこと(区を通じて受領した助成金を含む)
- ③申請年度に都の助成金を含む他の事業(イベント、地域連携型、活性化、空き店舗事業等)を実施しない(予定含む)こと
(区単独事業にぎわい事業、ホリデー・トレーニング事業等との併用は可)
- ④イベント事業・活性化事業 各々1回まで実施可
- ⑤本事業のみで申請要件を満たす商店街同士の共催実施は可

(2) 特別支援事業(イベント限定)

商店街活動が停滞・休止状態にあり、過去3年間イベントに係る助成金を受けていない商店街が商店街活動再開に取り組むイベント事業を特別に支援します。

<助成額> 上限64万円(助成率9分の8以内)

申請要件

- ①総事業費72万円以下
- ②過去3年間イベント(ホリデー・トレーニング、小規模商店街にぎわいづくり支援事業等を除く)に係る助成金を受けていないこと
- ③イベント事業1回のみ実施可
- ④他の商店街との共催実施可

6. 地域連携型商店街事業

商店街と地域団体（町会・自治会、NPO等）とで実行委員会を組織し、その実行委員会や実行委員会の構成員たる商店街・NPO等で地域の活性化に向けて行う取り組みを支援します。

（1）実行委員会が行う事業

イベント事業

<助成額> 上限 800 万円（助成率 5 分の 4 以内）

活性化事業（施設・設備の整備事業は対象外）

※実行委員会及びその構成員の取り組み内容を記した計画を策定する必要があります。

<助成額> 上限 2 億円（助成率 5 分の 4 以内）

（2）実行委員会等の構成員である商店街・NPO等が行う事業

活性化事業

※実行委員会及びその構成員の取り組み内容を記した計画を策定する必要があります。

※補助限度額内で複数年に分けての申請が可能（3 年以内）

<助成額> 上限 2 億円（助成率 5 分の 4 以内）

7. 政策課題対応型商店街事業【東京都事業 品川区上乗せ助成】

環境、防災対策、治安など東京都の緊急かつ重要な政策課題に連携協力して実施する商店街の取り組みを支援します。事業の具体例については、別紙東京都資料「令和 2 年度東京都政策課題対応型商店街事業」をご覧ください。

なお、申請にあたっては東京都主催の説明会への参加が必須となりますが、今年度限り参加しなかった商店街も令和 2 年 7 月 8 日（水）まで申請を受け付けます。ただし、前年度のうちに希望調査票を提出いただいていない場合、品川区の上乗せ助成は利用できません。

<助成額> 上限 1 億 3,500 万円（助成率 10 分の 9 以内） * 東京都 4/5 + 品川区 1/10

※品川区の上乗せ助成については、環境事業のみです。

8. 空き店舗活用支援事業

空き店舗解消支援事業

店舗兼住居建物において、トイレや出入り口等が 1 ヶ所しかないために店舗として貸出せない場合、店舗部分と住居部分の分離やそれに係るトイレ・出入り口等の工事経費の一部を助成します。

<助成額> 上限 100 万円（助成率 3 分の 2 以内）

9. ホリデー・トレーニング事業 **【令和2年度に限り助成率等拡大】**

商店街の集客力の向上を図るイベント事業を支援します。

(セールのみのお事業については、助成対象になりません)

年度途中の申請が可能ですが、必ず事業の1ヶ月前までに申請する必要があります。

<助成額> 上限 **40** 万円 (助成率 **5分の4** 以内)

申請回数の上限 **年度内3回以内** となります。

事業費の下限 **10** 万円

※予算枠に限りがあります。先着順での受付となりますのでご注意ください。

10. 商店街情報発信事業

商店街で実施する情報発信を支援します。

年度途中の申請が可能ですが、**必ず事業の1ヶ月前**までに申請する必要があります。

※予算枠に限りがあります。先着順での受付となりますのでご注意ください。

(1) 地域密着PR事業

紙媒体(パンフレット・マップ・リーフレット・案内板等)で日本語を使用してPRをする場合、媒体製作経費の一部を助成します。

<助成額> 上限 **15** 万円 (助成率 **2分の1** 以内)

(2) 国際・IT活用PR事業

紙媒体(パンフレット・マップ・リーフレット・案内板等)で日本語以外の言語を使用してPRする場合、またホームページ等電子媒体によりPRする場合、媒体製作経費の一部を助成します。

<助成額> 上限 **20** 万円 (助成率 **3分の2** 以内)

11. 核店舗支援事業

商店街の核となる個店づくりにより商店街の集客力の向上を図るため、商店街の個店グループが商店街区内において実施する事業を支援します。

<助成額> 上限 **150** 万円 (助成率 **3分の2** 以内)。

※申請にあたっては、事前に商店街支援係までご相談ください。

12. 新規法人化支援

東京都の商店街法人化支援の一環として、新たに法人化した商店街（振興組合等）については、イベント事業や活性化事業等について優遇措置があります。

対象事業	内容	現行	26年度以降の優遇措置 (新たに法人化した商店街のみ)	
イベント事業	回数の上限	年度内 <u>2回以内</u>	年度内 <u>3回以内</u>	3年度 限定
活性化推進事業	助成率	<u>3分の2以内</u>	<u>6分の5以内</u>	1年度 限定
	助成上限額	<u>1億円</u>	<u>1億2,500万円</u>	

※令和2年度中の上記助成事業については、受付を終了しております。次年度に上記助成事業の活用を希望される場合は、「令和3年度商店街助成事業希望調査票」を7月22日（水）までに商店街支援係までご提出ください。

13. 商店街アドバイザー派遣事業

商店街が決算書等の整備や商店街運営、イベント事業等の実施に関し中小企業診断士等にサポートを依頼した場合にかかった費用を助成します。

- (1) 決算書・規約・役員名簿等整備 <助成額> 1件あたり 上限 5万円
- (2) 中小企業診断士等の中長期派遣 <助成額> 1件あたり 上限10万円
- (3) 中小企業診断士等の短期派遣（通行料調査分析等）
<助成額> 1件あたり 上限 2万円

※(1)については、任意商店街のみを対象とさせていただきます。

なお、**商店街連合会へサポートを依頼した場合も**助成対象となります。

※(2)については、小規模商店街（店舗数が概ね50以下の商店街）のみを対象とさせていただきます。

※予算枠に限りがあります。**先着順での受付**となりますのでご注意ください。

品川区商店街連合会とりまとめ事業

1. 後継者育成支援事業

商店街に所属している若手グループが実施するイベント事業に係る経費を助成します。

※申請にあたっては、**事前に**商店街連合会・商店街支援係までご相談ください。

2. 商店街エリアサポーター事業（モデル実施）

商店街が抱える課題やニーズを商店街連合会・商店街支援係につなげたり、助成金の申請やイベント実施など商店街活動全般を支援するエリアサポーターの活動を支援します。

<決算書類等の提出について（任意商店街・事業協同組合）>

任意商店街・事業協同組合が助成事業を実施する場合は決算書類を必ずご提出ください。

対 象 事 業	イベント事業・活性化推進事業・地域連携型商店街事業・ 政策課題対応型商店街事業
対 象 商 店 街	全ての任意商店街・事業協同組合
提 出 物	①会則 ②役員名簿 ③過去2ヶ年分の決算書類

提出期限：令和2年7月31日（金）

上記の書類を提出できない場合、以下のような取扱いになります。

- ・対象事業について、**小額助成（上限40万円）1回のみ**
- ・その他の東京都の補助金⇒申請不可
- ・他の商店街との共催事業⇒実施不可

○決算書類については、助成金申請日令和2年4月1日時点における直近2年分の提出が必要です。

例：令和2年4月1日申請

⇒平成30年4月1日～令和2年3月31日の期間が含まれている決算書類が必要

○助成金が交付される事業において商店街の経費負担が0円になることは想定されておりません。負担した経費負担額及び受領した補助金額について、決算書に計上されているか今一度ご確認の上ご提出ください。

○なお、昨年、上記書類をご提出いただいた商店街については、

①②については、変更がある場合のみ、③については、昨年ご提出いただいた以降に作成された直近の決算書類のご提出をお願いします。

★昨年提出いただいた書類		★今回追加で提出が必要な書類
①会則	⇒	<u>※変更がある場合のみ提出</u>
②役員名簿	⇒	<u>※変更がある場合のみ提出</u>
③決算書類	⇒	<u>平成31年度の決算書類を提出 （令和2年7月3日までに提出）</u>

※決算書類を昨年ご提出していない商店街については、「平成30年度分」「平成31年度分」の2か年分の提出が必要です。

令和2年度品川区商店街助成事業 主な変更点について

1. ホリデー・トレーニング事業助成率等の変更について

○今年度に限り、ホリデー・トレーニング事業の助成率や助成限度額等を下記の通り拡大いたします。

【通常】助成率：2/3 助成限度額：20万円 申請回数：年度内2回まで

【今年度限り】助成率：4/5 助成限度額：40万円 申請回数：年度内3回まで

※対象となる事業は、令和2年6月15日以降に交付申請を受理し、令和3年3月31日までに完了した事業となります。

2. アルバイト賃金等の助成対象額変更について

○東京都の最低賃金上昇に伴い、アルバイト等の時給単価の助成対象上限額を引き上げました。(時給1,000円→1,200円)

(概要)

東京都が毎年見直している最低賃金が、令和元年10月1日現在で時給1,013円(28円上昇)となり、補助金の助成対象上限額も引き上げました。アルバイト等の時給単価を1,000円に設定している商店街も多いかと思いますが、東京都の最低賃金を上回らない場合最低賃金法違反となり、当該事業に係る交付決定の全部を取り消す可能性もございますので、くれぐれもご留意をお願いします。

3. 景品受領証について

○イベント等で配布する景品について、景品単価が10,000円以上の場合は原則「景品受領証」の提出が必要となります。(末等商品等で個数の多いものを除く)

(概要)

景品の配布個数を十分に確認するため、景品単価が10,000円以上の場合は景品を誰に配布したかが確認できる資料の提出をお願いします。その場で配布した景品については「景品受領証」(別紙参照)へ受け取った方のサインを記入いただき、景品を後日発送する場合は送り状の写しをご提出ください。

※景品受領証もしくは送り状写しの提出がない場合、当該景品に係る景品購入費は助成対象外となります。お取り付け忘れのないよう、くれぐれもご留意をお願いします。

